

## 第1部 計画の基本的事項

### 1. 計画見直しの背景

#### 1.1 環境問題と国の対応

地球規模での人口増加や経済活動の拡大に伴い、資源消費や環境への負荷が増大しており、気候変動問題、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性<sup>※1</sup>の損失といったさまざまな環境問題が深刻化しています。

わが国でも、気候変動により豪雨等が頻発し、世界各地では記録的な熱波や寒波、大雨等の深刻な気象災害により多くの生き物の命が失われるなど、甚大な被害が生じています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスについては、平成27（2015）年の気候変動枠組条約<sup>※2</sup>第21回締約国会議において、すべての国が削減に努める「パリ協定」を採択し、わが国は、温室効果ガスを令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減するとの目標を提示しました。また、温室効果ガスの排出削減による緩和策だけでなく、気候変動に適応するため、平成30（2018）年12月には「気候変動適応法<sup>※3</sup>」を施行し、多様な関係者が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

パリ協定が令和2（2020）年から本格運用を開始した中で、令和2（2020）年10月にわが国は、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル<sup>※4</sup>を目指すことを宣言しました。それに伴い、令和2（2020）年12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定とともに、国・地方脱炭素実現会議が開催され、脱炭素社会実現に向けたロードマップ作り等の検討が始まりました。

生物の保全や生物資源の持続可能な利用に対しては、わが国は、平成24（2012）年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020<sup>※5</sup>」を策定し、取り組みを進めてきました。令和3（2021）年2月に取り組みの実施状況について最終評価を行った「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」を公表し、次期生物多様性国家戦略に向けた検討がなされています。

これらの問題に対し、世界の多くの国や地方、その他さまざまな主体が、積極的な取り組みを行うようになっています。環境は、経済社会の持続的発展の基盤となるものであり、さまざまな環境問題は、安定的な経済社会活動や時にはその存続すらも脅かす重要な課題となっています。

わが国では現在、第五次環境基本計画（平成30（2018）年閣議決定）に基づき、環境施策が進められており、新たにSDGs<sup>※6</sup>の考え方や連携させながら、環境・経済・社会の統合的向上を目指しています。

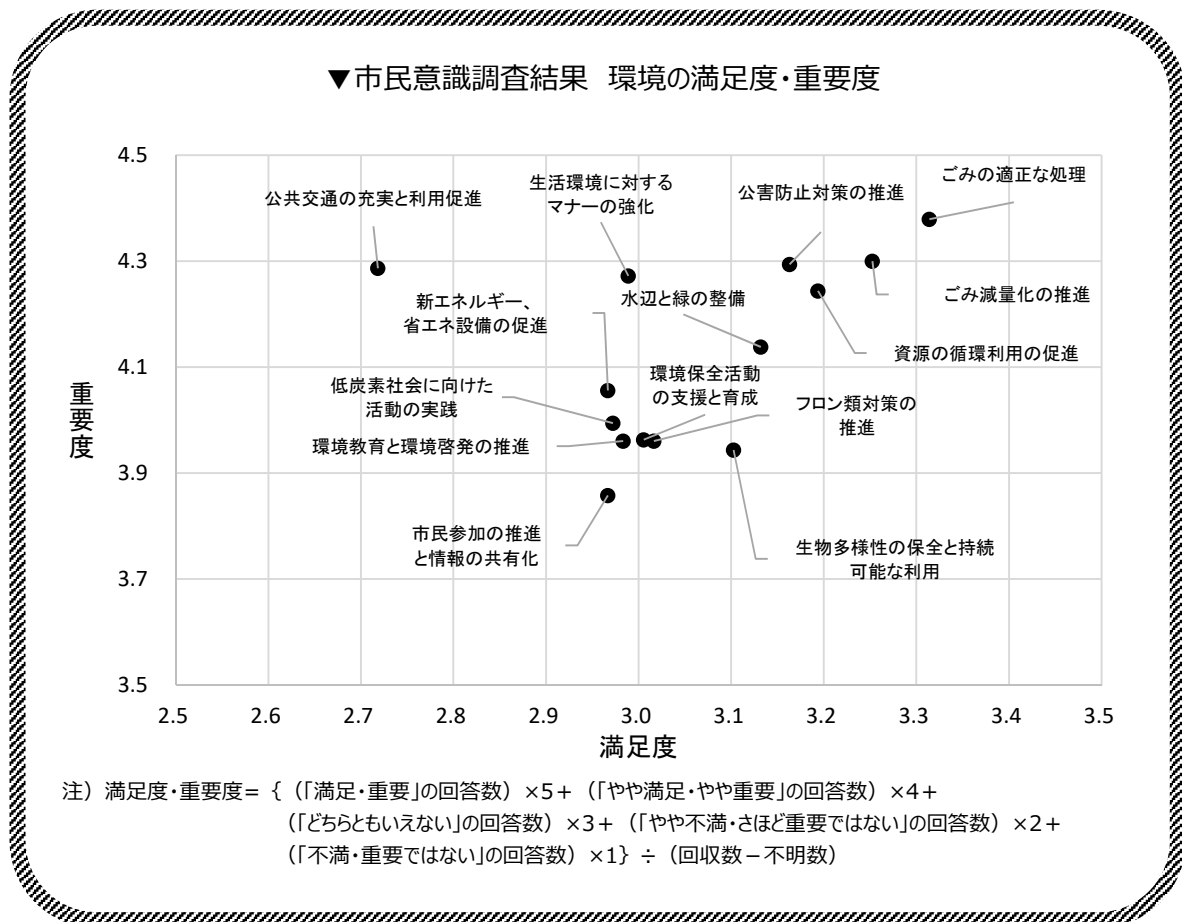
また、令和3（2021）年10月には国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が開催され、パリ協定6条（市場メカニズム）をはじめとする重要な交渉議題で合意に至り、パリ協定ルールブックが完成したほか、気温上昇を1.5℃までに抑制することを世界の共通目標とする等、「グラスゴー気候合意」が採択されました。

- ※1 すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。
- ※2 正式名称を「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、平成4（1992）年に採択された。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする。
- ※3 国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して気候変動適応策を推進するための法律。
- ※4 地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
- ※5 生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のこと。
- ※6 平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

## 1.2 江南市における環境問題への評価

「改訂版第二次江南市環境基本計画」（以下、「前計画」という。）は、快適で住みやすい都市環境の形成と環境への負荷の低減を目指して、実現すべき環境の姿を市民、事業者、市、すべての人が協力して行う取り組みを示すために、平成 29（2017）年 3 月に策定されました。

計画策定後、江南市環境審議会との協力のもとに、毎年、指標の評価・公表を行ってまいりましたが、目標達成が困難な指標も残っています。また、令和 3（2021）年度に実施した市民意識調査結果において、江南市の環境の重要度と満足度を見ると、重要度は「重要」あるいは「やや重要」としているにもかかわらず、満足度は「どちらともいえない」という項目が多くあります（下図参照）。



市民意識調査結果によると、「ごみに関する取組」や「公害防止対策の推進」等に関する項目は、重要度、満足度ともに高く、市民の関心と施策が合っているといえます。しかし、「生活環境」や「公共交通」、「地球温暖化」、「環境教育」等に関する項目の重要度は高いものの、満足度はあまり高くないことから、今後も対策を進める必要があります。

### 1.3 江南市における環境基本計画改訂の必要性

江南市（以下、「本市」という。）ではこれまで、ごみ減量「57運動<sup>※1</sup>」によるごみの減量と資源の循環利用などの取り組みによる1人当たりのごみ排出量の減少などで一定の効果上げてきました。一方で、公害に関して、大気質や水質では経年的に環境基準に適合していない地点、項目が残されているように、達成できていない目標もあります。

また、わが国では、近年の地球規模の環境問題として、地球温暖化の影響の一つである、気候変動問題があげられます。各地で発生している豪雨災害が今後も増えていくことが予想されることから、それらの対策が急がれています。地球温暖化の影響を可能な限り低減するため、温室効果ガス排出量の削減を進めて地球の平均気温の上昇を抑えるとともに、急激に温暖化が進む気候に暮らしを合わせる必要があります。平成30（2018）年には気候変動適応法が制定されるなど、気候変動対策には、緩和策のみならず、適応策に関しても地方公共団体の取り組みの強化が求められています。

生物多様性の問題に関しては、愛知県では平成22（2010）年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10<sup>※2</sup>）から10年を経た状況を総括し、令和12（2030）年度までに取り組む生物多様性保全の施策の方向性を示す「あいち生物多様性戦略2030<sup>※3</sup>」が策定されました。生物多様性の保全は、自然環境保全にとどまらず、生物資源の持続可能な利用という観点から総合的に取り組んでいく必要があります。

このような状況の中、本市では令和3（2021）年度に実施した市民意識調査でも示されるように、「地球温暖化」や「環境教育」に関する項目の重要度は高いものの、満足度はあまり高くなく、今後も対策を進める必要があります。

さらに、環境行政を取り巻く状況も変化しています。環境、経済、社会の一体化が強まる中で、SDGsの考え方にに基づき、総合的な視野から環境課題を解決していく姿勢が求められています。

また、これらの環境課題を解決していく上で、市民一人ひとりの日常生活の見直しが必要です。より良い環境づくりには市民一人ひとりの行動が大きな要因であることから、より一層の見直しが重要といえます。

前計画は令和3（2021）年度に目標年度を迎えることから、環境の現況及び前計画の進捗状況を把握するとともに、市民一人ひとりの力の大きさに注目し、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応した計画の見直しが必要となりました。

- ※1 焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9（1997）年度からスタートした運動で、平成8（1996）年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%（概ね57g）の減量の目的と、江南市という名前にちなんでいる。
- ※2 生物多様性を保全し、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を目的として平成4（1992）年に採択された「生物の多様性に関する条約」の第10回締約国会議のこと。
- ※3 平成22（2010）年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）から10年を経た愛知県の状況を総括し、SDGsに合致した生物多様性保全の取組指針として策定するもの。

## 2. 計画の役割

「第三次江南市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、江南市市民自治によるまちづくり基本条例の基本的な理念とルールに基づき、第6次江南市総合計画（平成30（2018）年度策定）の本市が目指すべき都市のすがたを環境面から支援するとともに、設定した将来の望ましい環境像を実現するために、市民、事業者、市が協力して取り組む内容を示すものです。

計画の役割を以下に示します。

### (1) 目指す方向や、目標の明確化を図る役割

本市が目指すべき環境像、環境目標、基本的取り組みが明らかにされるとともに、向かうべき方向についての市民、事業者、市の共通認識が得られます。

### (2) 市民、事業者、市の各主体の取り組みを示す役割

市民、事業者、市の各主体の役割を明らかにし、それぞれの特性を生かした取り組みや、三者が協力して効率よく進めることのできる取り組みを示します。

### (3) 関連施策の総合化・体系化を進めるとともに関連主体との合意形成を推進する役割

本計画の策定によって、市は江南市総合計画に基づいた施策の推進にあたって、統一した方針で環境への配慮を補うことができます。さらに、環境面における諸施策の調整の場を確保することにより、環境に関わる諸施策の総合化、体系化が図られます。また、計画推進のため、市民、事業者、市の三者の連携を定めており、各主体を構成するさまざまな立場の人の参加・協力により、取り組みの立案・調整に向けて合意形成を進めます。

## 3. 計画の目標年度

本計画の

開始年度は令和4（2022）年度とし、目標年度は令和13（2031）年度とします

## 4. 計画の位置づけ

本計画は、江南市環境基本条例に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な計画であり、市の施策や市民、事業者に求められる行動を環境面から横断的にとらえた総合的な計画として、本市の環境保全に関する取り組みの基本的な方向を示します。

さらに本計画は、より良い環境づくりのために、市民、事業者、市が公平かつ適正な役割分担のもとに連携・協力するうえでの指針を示すものです。

なお、第3部第2章第3節1.「脱炭素社会に向けた活動の実践」及び2.「再生可能エネルギーの普及促進」は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の地方公共団体実行計画（区域施策編）に、第3部第2章第3節3.「気候変動の影響に対する適応策の推進」は、気候変動適応法第12条の地域気候変動適応計画に、第3部第2章第4節4.「生物多様性の保全と持続可能な利用」は、生物多様性基本法第13条第2項の生物多様性地域戦略に該当します。

## 5. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、私たちの生活が地球の恩恵を受けて成り立っていることから、流域あるいは広域的に対応することが望ましい事項については、周辺地域や地球全体も視野に入れた計画とします。

## 6. 計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、前計画や社会情勢、本市の現状を踏まえ、「地域環境」「資源循環」「地球環境」とします。それぞれの環境は独立したものではなく、お互いに関連しあうものです。また、環境の領域のなかで自然環境の領域は、市内にまとまった山林が少ないことから、「地域環境」の領域に含めて取り扱うこととします。

なお、環境保全に取り組む人づくりに関することは、「環境づくり」として扱います。

### 1 快適性、安全性、暮らしやすさ、うるおいなどの**地域環境**

生活マナーの向上、公害の防止、環境リスクの低減、水辺の保全、緑化など、都市生活における快適で安全な暮らしに関することを扱います。

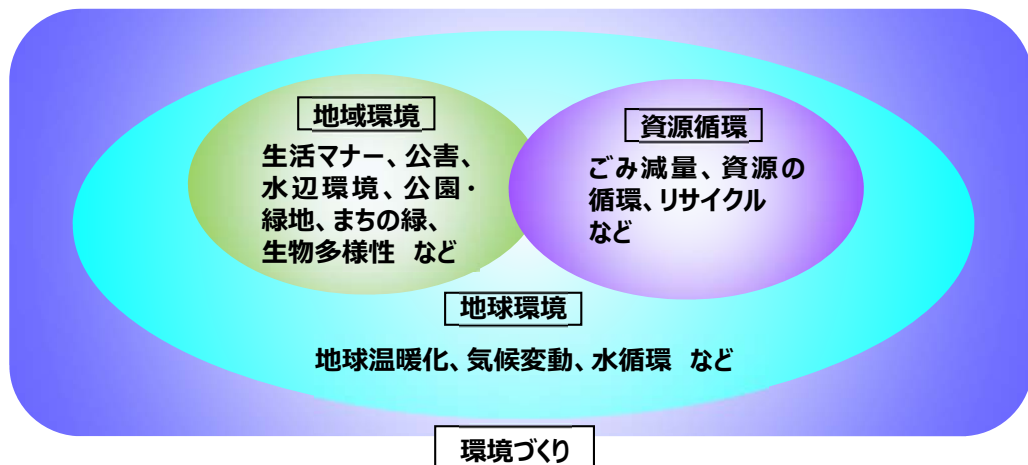
### 2 市民の暮らしに関わる**資源循環**

持続可能な社会の発展に向けて、ごみ減量、循環型社会の形成などに関することを扱います。

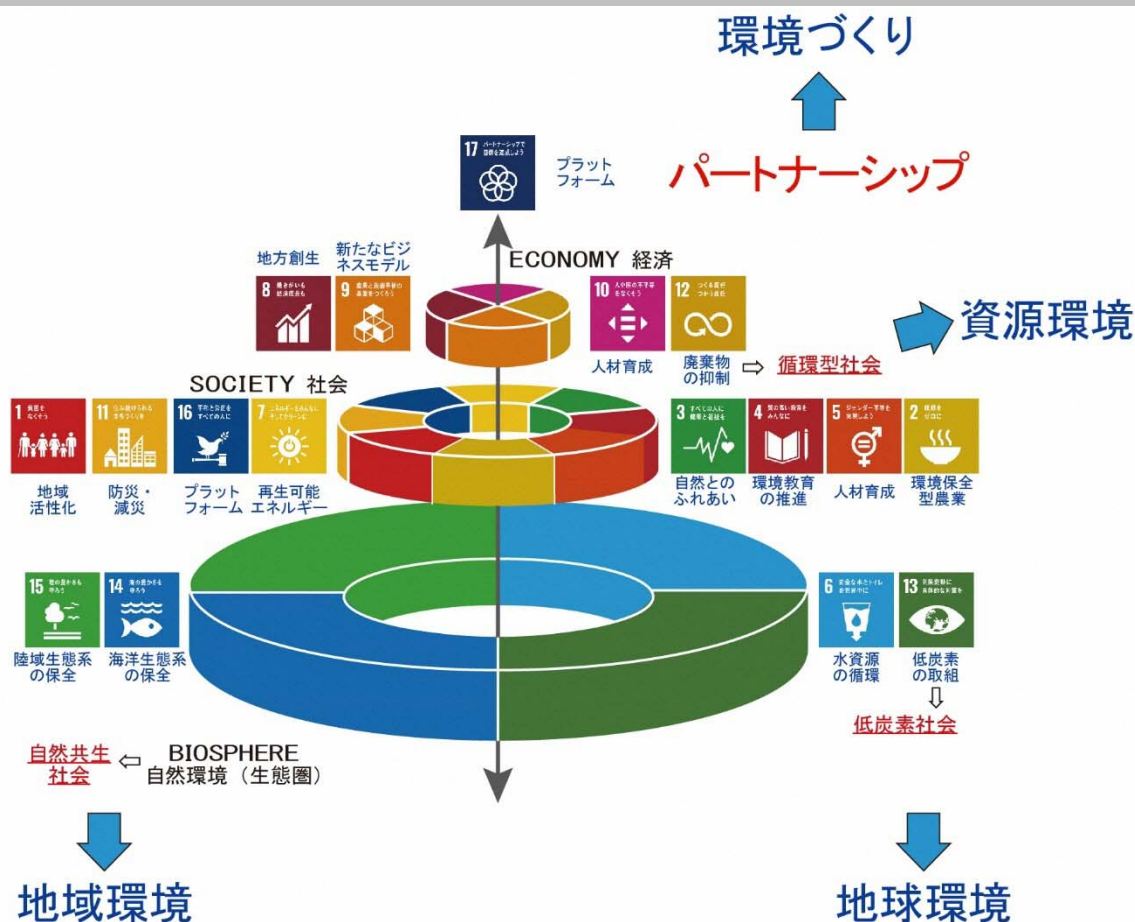
### 3 地球規模で影響の現れる**地球環境**

市域における活動が地球規模で影響の現れる地球温暖化、気候変動などの問題やこれらの防止に関する市域を越えた国際的な取り組みを扱います。

#### ▼ 第三次江南市環境基本計画の対象とする環境



## 7. 計画と SDGs の関連性



資料：「森里川海からはじめる地域づくりー地域循環共生圏構築の手引きーVer.2.0」（環境省）  
ストックホルム・レジデンス・センターの図に環境省が追記

上記の図は、ストックホルム・レジデンス・センターが作成した、SDGs ウエディングケーキモデルであり、SDGs17 のゴールを「経済(ECONOMY)」、「社会(SOCIETY)」、「自然環境（生態圏）(BIOSPHERE)」の三つの層に分類し、「経済」、「社会」、「自然環境（生態圏）」の三側面が互いに関連し合いパートナーシップのような助け合いができていくことを表現しています。土台となっているのは「自然環境（生態圏）」で、その上に「社会」があり、さらにその上には「経済」が乗る形となっているため、「経済」は「社会」に、「社会」は「自然環境（生態圏）」に支えられていることを表し、一番下で全体を支える役割を担う「自然環境（生態圏）」の持続可能性がなければ、「社会」や「経済」の持続的な発展は成り立たないことを示しています。また、環境省ではこのモデルに「自然共生社会<sup>※1</sup>」、「低炭素社会<sup>※2</sup>」、「循環型社会<sup>※3</sup>」というワードを追加し、今までの環境施策との関わりを示しています。

このことから、このモデルの考え方は、本市の環境の範囲である「地域環境」「資源循環」「地球環境」「環境づくり」と重なる部分が多いため、本計画は、新たに SDGs の考え方と関連させながら推進します。

- ※1 生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。
- ※2 化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。
- ※3 資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用等の取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

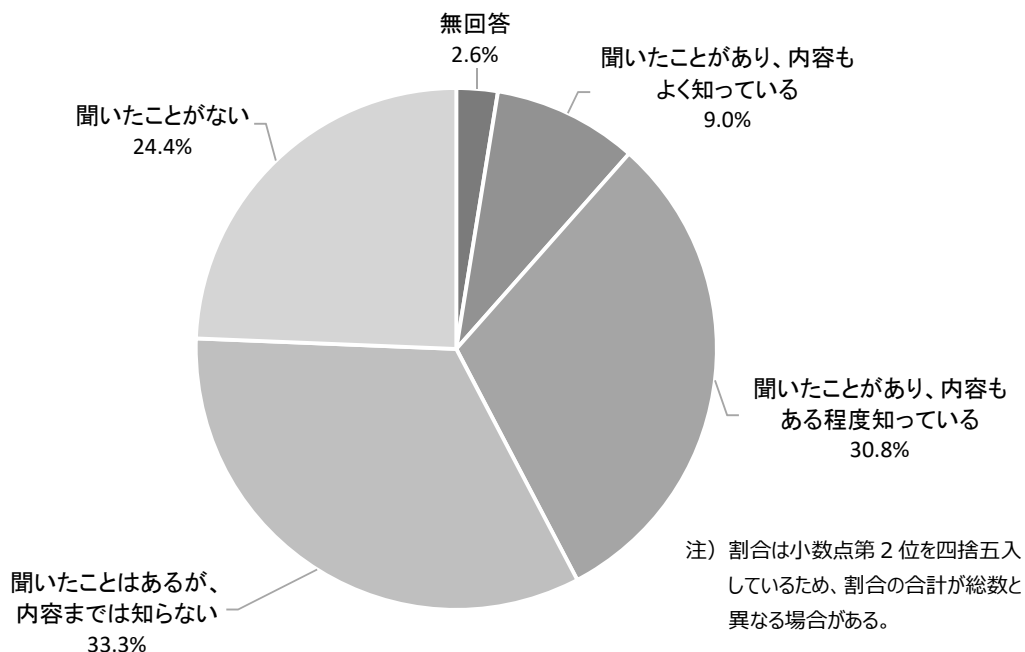
▼SDGs（持続可能な開発目標）とは

- ・平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- ・17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。
- ・SDGs の目標とターゲットはお互いにつながり分けられないものであり、持続可能な開発の 3 つの側面、「経済」、「社会」、「環境」のバランスを保つものです。
- ・発展途上国のみならず、先進国を含む全ての国に目標が適用されます。



参考：「我々の世界を変革する 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」  
「首相官邸 SDGs 推進本部ホームページ」

▼市民意識調査結果 SDGs の認知度について



- ・「聞いたことがあり、内容もよく知っている」、「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」と答えた人は、全体の 39.8%、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」、「聞いたことがない」と答えた人は全体の 57.7%を占めています。

## 8. 推進主体及びその役割

私たちの日常の行動すべてが、環境に影響を及ぼしていることを十分に認識し、環境への負荷の少ない、持続的に発展できる社会の形成に向けて、不断の努力を重ねていくことが大切です。そこで本計画の推進主体は、前計画に引き続き、江南市環境基本条例の基本理念に規定する市民、事業者、市と定め、各主体がそれぞれの役割を認識し、一体となって、良好な環境の保全と創造に努めるものとします。

## 9. 計画の構成

### 第1部 計画の基本的事項

本計画の基本的な事項を示します。

- ・計画見直しの背景
- ・計画の役割
- ・計画の目標年度
- ・計画の位置づけ
- ・計画の対象地域
- ・計画の対象とする環境の範囲
- ・計画とSDGsの関連性
- ・推進主体及びその役割
- ・計画の構成

### 第2部 計画の目指すもの

#### 【望ましい環境像】

本計画の最終的な目標で、令和13（2031）年度において実現している本市の環境の状況を示します。本計画に示すすべての取り組みや環境への配慮事項は、望ましい環境像の実現に向けて進めるものです。

#### 【環境目標】

最終的な目標である「望ましい環境像」を以下の4つの範囲ごとにかみ砕いたものです。取り組みや環境への配慮事項は、この環境目標ごとに整理しています。

- ・環境づくり
- ・地域環境
- ・資源循環
- ・地球環境

### 第3部 環境像の実現に向けて

環境像の実現に向けて必要な取り組みを示します。

- ・主体別取り組み
- ・環境目標の達成に向けた取り組み

### 第4部 計画の推進に向けて

本計画の推進に必要な事項を示します。

- ・みんなの体制づくり及び推進体制の強化
- ・進行管理の手法